

# 仕 様 書

- 1 業務名 令和8年度 佐久市学校給食臼田センター学校給食配送業務  
(単価契約)
- 2 業務箇所 佐久市下小田切165-1 佐久市学校給食臼田センター
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 業務概要

以下により、学校給食臼田センターにおける学校給食をコンテナ使用にて管内中学校1校へ配送するとともに、給食終了後、食器類の回収をセンターの指定した時間に行う。

### (1) 管内中学校

臼田中学校

### (2) 給食配送車

市所有の配送車1台を使用し、燃料、定期点検整備等の費用は市が負担する。

長野 100 す 7298 最大積載量 1.5t

### (3) 配送従事者

配送従事者は、給食配送車に運転手1名と補助者1名を従事させるものとする。

なお、配送従事者は業務に対する熟練及び安全性を担保する観点からやむを得ない場合を除き専任とする。

### (4) 運行

ア 配送日数は、202日(予定)とする。

#### イ 経路

学校給食臼田センター ⇔ 臼田中学校 2往復

#### ウ 時間

##### (ア) 配送

概ね午前12時00分から午後 0時30分の30分

##### (イ) 回収

概ね午後 2時00分から午後 2時30分の30分

※ 行事等により時間に変更となる場合は、学校給食臼田センターの指示に従うものとする。

## 5 その他

- (1) 現場を十分確認のうえ、業務に必要な経費はすべて見積りに含めること。
- (2) 受託者(以下「乙」という。)は、作業員に白衣、靴等を着用させ、上着に

は名札をつけさせること。

- (3) 作業員は、事故防止及び建物、器物等の損害防止に努めなければならない。また、業務中に建物、器物等を損傷したときは、乙はその賠償の責を負うこと。
- (4) 点検等業務に使用する機械・器具は、すべて乙の負担とする。
- (5) 乙は、学校給食の配送ということを常に意識し、作業員の健康・衛生管理に注意を払い、伝染病等の疑いがある者を従事させてはならない。
- (6) 業務実施にあたり、労働安全衛生法関係法令に従い十分な安全管理を行い、各種事故、災害発生防止に万全を期すること。
- (7) 作業員は、配送車の整備、清掃等を行い、常に良好な状態で運行できるよう努めること。
- (8) 業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (9) 本仕様書に該当しない事項については、その都度協議のうえ実施すること。
- (10) 入札書には、1日1台当たりの単価（税抜）を記載すること。